事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

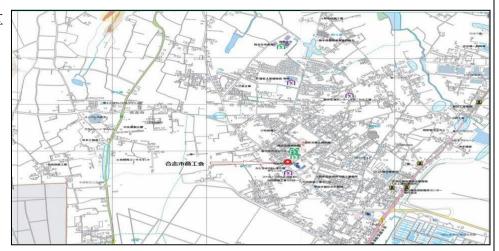
(1) 地域の災害リスク 洪水、土砂災害、その他(感染症) (洪水・土砂災害:ハザードマップ)

①合志市の立地

本市は、地理的には熊本市の北東約12kmに位置し、阿蘇外輪山に連なる火山灰洪積台地の東西約12km、南北約8kmで総面積53.19kmからなる。河川は堀川、塩浸川、上生川、野々島川及び鴨川等小河川が流れ、また、標高120m~150mの飯高山(123m)、群山(145m)及び弁天山(145m)が存在する。北部は起伏が多く、施設園芸や畜産などの緑豊かな農村地帯が広がる一方、南部は急激な宅地化により人口が急増し、市人口の6割が居住している。

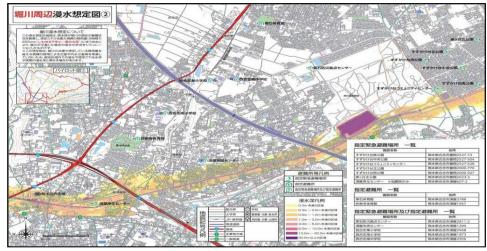


②地域の災害リスク 合志市御代志地区

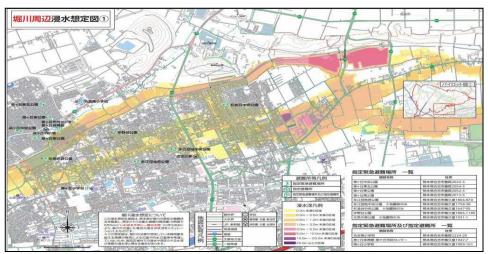


本市のハザードマップによると、本会が立地する御代志地区は洪水被害の危険性は低いと予想されている。

合志市須屋地区

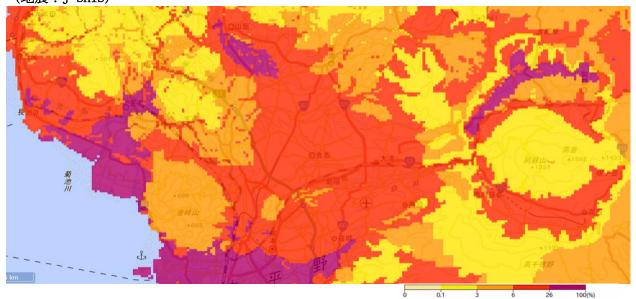


熊本市と隣接し多くの小売業・サービス業・飲食業が立地する本市南西部の須屋地区においては、 堀川の周辺において 0.3 mから 3 m未満の浸水が予想されている。



熊本市及び菊陽町と隣接し、合志市の商工業の中心部である市南部の幾久富地区では、堀川周辺に おいて、0.3mから3m未満の浸水が予想されている。

(地震: J-SHIS)



地震ハザードステーションの防災地図によると、本市は震度6弱以上の地震が今後30年間で11.1%(出典:全国地震動予測地図2020年版)で発生すると言われている。平成28年4月の熊本地震においては、4月14日の前震の際に震度5強を観測、4月16日の本震では震度6強を観測し市民6,629人が避難する事態となった。建物の建替え・補強による耐震化など進められているが、今後も震度6弱以上の地震が発生した場合、相当程度の被害が想定される。

<熊本地震被害状況>

人的被害

死者	0人
行方不明者	0人
重傷者	14人
軽症者	56人

住宅被害等

全壊	17棟
大規模半壊	51棟
半壊	395棟
一部損壊	5,256棟
合計	5,719棟

(その他)

本市においては、過去の実績から水害被害の危険度は低いと思われる。

(感染症)

新型感染症は10年に一度の周期で出現し、世界的にパンデミックを繰り返している。人から人へ持続的に感染する病原体はウイルスによる感染症であって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延拡大により国民の生活及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 合志市内商工業者の状況

• 商工業者数

1,209人(平成26年経済センサス)より

小規模事業者数

920人

【内訳】

V 1 3 H/ V 1				
	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
	建設業	197	186	市内に広く分散している。
	生小牛业	8 8	6 3	市北部の栄工業団地、市中心部の蓬
				原工業団地、市西部の合志工業団地、
	製造業			くまもとセミコンテクノパーク周辺
				に多い。
		3 4 7	2 3 1	卸売業:市内に広く分散している。
商工業者	41. 小吉光			小売業:市内中心市街地(須屋・幾
	卸・小売業			久富地区) に多い。大型商業施設も
				中心市街地周辺に隣接している。
	宿泊業・飲食	1 3 8	7 7	宿泊・飲食業:中心市街地に多い。
	業			
	サービス業	4 1 0	3 3 5	サービス業:市内に分散している。
	その他	2 9	2 8	市内に広く分散している。
	合計	1, 209	9 2 0	

(3) これまでの取組

- 1) 当市の取組
- ・地域防災計画の策定(令和元年5月)
- ・合志市総合防災マップの全戸配布(平成28年3月24日)
- ・堀川ハザードマップの作成(令和元年5月)
- ・防災備品(非常用水、食料、タオルケット、毛布、マット、感染防止キット、簡易トイレ等)

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入推進
- ・合志市が実施する防災訓練への協力

Ⅱ 課題

これまで管内小規模事業者へのBCP策定の重要性の周知やBCP策定支援など十分に取り組めていなかったが、昨今の大規模自然災害の発生でBCP策定に対する支援ニーズは高まっている。しかしながら、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な内容を示したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材も不十分である。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者対して予防接種の推奨や手洗い消毒の徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周 知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害 情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また地区内において感染症発生時(海外発生期・国内感染者発生期・国内感染拡大期・社内感染発生期)には速やかに拡大防止措置を行えるように組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

上記の項目により、当会及び当市が小規模事業者に対して、事業者BCP策定の必要性を認識させ、 災害行動時マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めていただくように支援す る。また、災害時には行政機関が行う対策に連携・協力する。

(目標値)

	現行	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
セミナー開催回数	-	1回	1 回	1 回	1回	1 回
BCP 策定件数	-	4件	4件	4件	4件	4件

<詳細>

セミナー開催数:合志市商工会主催で年1回開催。新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、 参加人数を制限して開催する。

BCP策定件数:洪水被害想定が高い堀川周辺の須屋地区・幾久富地区に立地する事業者に対して、 緊急性が高い事業者を中心に合志市商工会経営指導員1名あたり年1件を策定 目標とする。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・合志市商工会と合志市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

・当市の地域防災計画等との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口相談時に、防災マップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリス ク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済 加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の 概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策 の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する ため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する ことを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業 者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和3年5月に事業継続計画を作成(別添)。近年、大規模自然災害が多発する中今後 必要に応じて計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害 保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・(仮称) 合志市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会・当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード6弱の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

(全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を利用し安否確認及び業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい 等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態 宣言」が発出された場合は、合志市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策 を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況の確認や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大き
	な被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮
	断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較
	的軽微な被害が発生している。
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大
	きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。
NA() N. NA(A NAT))	

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に1回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

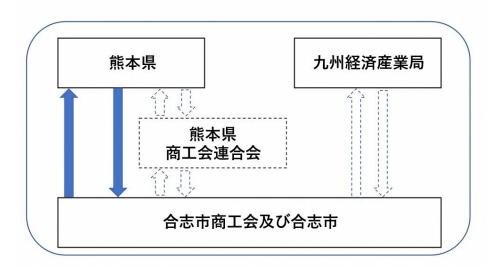
・当市で取りまとめた「合志市新型インフルエンザ対策行動計画」・「合志市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」などを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する 等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

・自然災害等発災時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用し、小規模事業者の被

害状況(物的被害状況・人的被害状況・被害額・被害画像)を報告する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県商工振興金融課あてメールにて当会又は当市より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や熊本県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県 の指定する方法にて当会又は当市により熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について、合志市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認できた場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 (当会と当市で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担(担当地区、担当企業等)を あらかじめ明確化しておく。)
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や熊本県、合志市の施策)について、地区内小規模事業者へ 周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者に対する支援策 や相談窓口の開設等を行う。

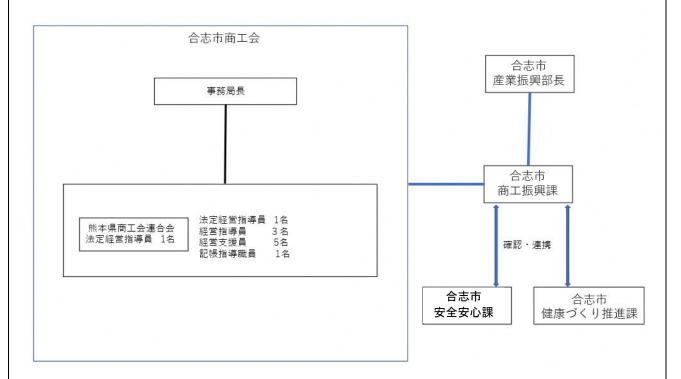
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を 熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当会 及び合志市と情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導 員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 奈田真史 (連絡先は後述(3)①参照) 法定経営指導員 椎名岳雄 (連絡先は後述(3)②参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

合志市商工会

₹861-1104

熊本県合志市御代志 1661-1 ルーロ合志 101 TEL: 096-242-0733/FAX: 096-242-0413

E -mail: kosisisk@tulip.ocn.ne.jp

②熊本県商工会連合会特任支援課

₹860-0801

熊本県熊本市中央区安政町3番13号

熊本県商工会館7階

T E L : 096-325-5161/FAX : 096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

合志市役所 商工振興課

₹861-1195

熊本県合志市竹迫 2140

T E L : 096–248–1115/ F A X : 096–248–1196

E — mail: syokou@city. koshi. lg. jp

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要	な資金の額	250	250	250	250	250
	・専門家派遣費	100	100	100	100	100
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・合志市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	正して におりいこのとと くいし くっとり はっとりは	
	連携して実施する事業の内容	
	生物して大地する事業がは行	
1		
2		
3		
•		
•		
	連携して事業を実施する者の役割	
1		
2		
3		
•		
•		
	連携体制図等	
	生场	
1		
2		
3		